

1 トレーサビリティ

- 問題が発生したときに、その流通ルートを迅速に解明し、食品危害の発生を最小限に抑えるために、どのような仕組みが適切か。
- 米の取扱業者に仕入れ・加工・販売等の記録と行政庁への報告を義務付ける方式をとる場合。
 - ・ その「米の取扱業者」の範囲をどこまでとすべきか
 - ・ 対象となる「米穀」及び「米加工食品」の範囲はどうすべきか
 - ・ 記録する内容をどうすべきか
 - ・ 行政庁への報告の制度はどうすべきか
 - ・ 記録・報告の内容が適正であることをどう担保するか
- 問題が発生したときの取扱業者の公表・回収等をどうすべきか。
- 食品衛生法等関係法律との関係をどう整理するか。

2 原料米原産地表示

- 消費者が原料米原産地を認識した上で米関連商品を購入できるようにするために、表示を義務付ける米関連商品の範囲をどうすべきか。
 - ・ トレーサビリティ等との関係で適正な表示を担保できるのはどこまでか
- 原料米原産地が特定できない場合の表示はどうすべきか。
- 表示の仕方についてはどうすべきか。
- JAS法等関係法律との関係をどう整理するか。

3 流通規制

- 流通規制の目的をどう考えるか。
 - ・ 不正規流通のチェック
 - ・ トレーサビリティの担保
 - ・ 原料米原産地表示の担保
 - ・ 問題発生時の食品危害の発生防止 等
- 必要にして十分な規制方式は何か。

4 罰則の強化

- それぞれの制度の目的を達成するために、どの程度の罰則が適切か。
- 関係法律とのバランスをどう整理するか。